

西海市地域防災計画

令和7年5月

長崎県西海市

用語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

用語	意義
住民	・市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
災害弱者	・災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることが多い高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人等をいう。
市町村	・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
防災関係機関	・国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	・指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	・日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	・港湾法第四条第一項の港湾局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公共的団体	・市の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、婦人会等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防災上重要な施設の管理者	・市内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
ライフライン	・上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
防災計画	・西海市地域防災計画をいう。
県防災計画	・長崎県地域防災計画をいう。
本部	・西海市災害対策本部をいう。
県本部	・長崎県災害対策本部をいう。
本部長	・西海市防災対策本部長をいう。
県本部長	・長崎県災害対策本部長をいう。
基本法	・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
救助法	・災害救助法(昭和22年法律第118号)をいう。

●西海市地域防災計画 目次

第1編 序 説

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 計画の前提	2
第2章 西海市の概況	
第1節 自然的条件	3
第2節 気象と災害	3
第3章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	
第1節 実施責任	5
第2節 西海市	6
第3節 長崎県	10
第4節 自衛隊	10
第5節 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	11
第6節 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等	12
第7節 市民・事業所	14
第4章 計画の修正	15

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立	16
第1節 防災知識普及計画	16
第2節 男女共同参画の視点の強化	18
第3節 防災体制の課題への備え	18
第4節 孤立集落対策	21
第2章 防災訓練の実施計画	22
第3章 自主防災組織の活動計画	
第1節 自主防災組織の育成と活動計画	26
第2節 民間防災組織の確立	30
第4章 相互応援体制の確立	31
第5章 防災まちづくり計画	
第1節 防災まちづくり計画	36

第2節 建築物等災害予防計画	37
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	40
第4節 市土保全対策計画	41
第6章 気象観測施設の整備計画	43
第7章 火災予防対策の推進計画	45
第8章 水防施設等整備計画	49
第9章 防災業務施設の整備	50
第10章 避難地・避難路の整備	52
第11章 緊急輸送活動体制の整備	56
第12章 医療・保健に係る災害予防対策	59
第13章 緊急物資調達計画の整備	62
第14章 生活福祉に係る災害予防計画	66
第15章 ライフライン施設及び危険物災害予防計画	
第1節 ライフライン施設災害予防計画	71
第2節 危険物施設災害予防計画	71
第16章 防災営農指導計画	74

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

第1章 組織計画	
第1節 組織計画	75
第2節 災害警戒本部の組織	75
第3節 災害対策本部の組織	76
第4節 組織動員計画	81
第2章 通信及び情報収集伝達計画	
第1節 防災気象情報の伝達計画	84
第2節 通信施設利用計画	96
第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画	98
第3章 自衛隊派遣要請計画	102
第4章 労務動員計画	
第1節 労務供給計画	108
第2節 隣保互助民間団体活用計画	109
第5章 災害広報計画	110
第6章 公安警備計画	111
第7章 水防計画	
第1節 総則	114
第2節 水防の責任並びに居住者等の義務	114

第3節	西海市災害警戒・対策本部	114
第4節	市消防団の配備区分	115
第5節	水位情報を通知及び周知する河川	115
第6節	水防活動	115
第7節	水防訓練	117
第8章 土砂災害における警戒避難計画		
第1節	土砂災害警戒区域	118
第2節	山地災害危険地区	118
第3節	避難計画	119
第9章 救助法の適用に関する計画		
第10章	避難計画	127
第11章	救出計画	134
第12章	死体搜索及び収容埋葬計画	136
第13章	食料供給計画	139
第14章	衣料品及び生活必需品供給計画	141
第15章	給水計画	143
第16章	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	145
第17章	障害物の除去計画	147
第18章	義援金品募集配分計画	149
第19章	保健医療に係る対策計画	150
第20章	防疫計画	155
第21章	廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理	157
第22章	在港船舶対策計画	159
第23章	輸送計画	160
第24章	交通応急対策計画	163
第25章	文教応急対策計画	170
第26章 ライフライン応急対策計画		
第1節	電力施設災害応急対策計画	173
第2節	水道施設災害応急対策計画	174
第3節	下水道施設災害応急対策計画	175
第4節	公衆電気通信施設災害応急対策計画	175
第27章 公共土木施設災害応急対策計画		
第1節	公共土木施設災害応急対策の体制	177
第2節	応急工事の施工	177
第28章	県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画	180
第29章	自発的支援の受け入れ	181

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

第1章 防災関係機関の活動	182
第2章 情報活動	189
第3章 広報活動	203
第4章 自主防災活動	205
第5章 緊急輸送活動	207
第6章 自衛隊の派遣要請	212
第7章 広域応援活動	217
第8章 災害の拡大防止活動	220
第9章 避難活動	225
第10章 災害救助法の適用	230
第11章 社会秩序を維持する活動	232
第12章 地域への救援活動	
第1節 食料・生活必需品の確保	233
第2節 給水活動	234
第3節 燃料の確保	234
第4節 廃棄物処理	235
第5節 死体の搜索及び処理	235
第6節 応急住宅の確保	236
第13章 医療・保健に係る対策	238
第14章 福祉に係る対策	241
第15章 応急教育活動	244
第16章 市有施設及び設備等の対策	246
第17章 防災関係機関の講ずる災害応急対策	248
第18章 自発的支援の受け入れ	250
第19章 義援金・見舞金等の配分計画	251
第20章 津波浸水想定	252

第5編 災害応急対策計画（その他の災害対策）

第1章 消火活動計画	254
第2章 危険物災害応急対策計画	258
第3章 海上災害応急対策計画	261
第4章 漂流油による沿岸汚染対策計画	264
第5章 航空機事故対策計画	266

第6編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧事業の促進

第1節	公共土木施設災害復旧事業計画	267
第2節	農林水産業施設災害復旧事業計画	269
第3節	住宅災害復旧事業計画	270
第4節	公立文教施設災害復旧事業計画	270
第5節	社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	270
第6節	公立医療施設災害復旧事業計画	270
第7節	その他公営企業施設災害復旧事業計画	271
第8節	公有財産災害復旧事業計画	271
第9節	上下水道災害復旧事業計画	271

第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

第1節	法律等による一部負担又は補助等	272
第2節	激甚災害に係る財政援助措置	273
第3節	市の資金計画	278

第3章 金融その他の資金対策

第1節	農林水産業に関する金融の確保	279
第2節	中小企業に関する金融の確保	282

第4章 被災者の生活確保に関する計画

第1節	被災者に対する職業のあっせんに関する計画	284
第2節	租税の徴収猶予、減免に関する計画	285
第3節	保険等の減免措置	286
第4節	簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付	287
第5節	生業支援の確保に関する計画	288
第6節	住宅災害の復旧対策等に関する計画	292
第7節	生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画	293
第8節	り災証明書の発行	293
第9節	女性の参画促進	293